

介護予防通所介護・第1号通所事業（介護予防通所介護相当）

重要事項説明書

【令和 3年4月1日現在】

ご契約者（以下「利用者」という。）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者が利用者に説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人かねやま福祉会
主たる事務所の所在地	〒968-0006 福島県大沼郡金山町大字中川字沖根原1324番地
代表者（職名・氏名）	理事長 長谷川 一夫
設立年月日	平成元年8月2日
電話番号	0241-55-3341

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	よこたデイサービスセンター	
サービスの種類	介護予防通所介護・第1号通所事業（介護予防通所介護相当）	
事業所の所在地	〒968-0006 福島県大沼郡金山町大字横田字古町685-1番地	
施設長の氏名	施設長 角田 裕子	
電話番号	0241-58-5575	
指定年月日・事業所番号	平成18年4月1日指定	0772700357
利用定員	定員10人	
通常の事業の実施地域	大沼郡金山町全域	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

第1号通所事業（介護予防通所介護相当）は、事業者が設置する事業所（デイサービスセンター）に通っていただき、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康

状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持を図るサービスです。

5. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで 年末年始（12月30日から1月3日）を除く。
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで
サービス提供時間	① 3月1日～12月31日 午前9時30分から午後4時30分まで ② 1月1日～2月28日 午前9時45分から午後4時00分まで 延長時間は、午前8時30分からサービス提供開始時間及びサービス提供終了時間から午後5時30分までの利用が可能です。

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	人数	勤務の形態・人数
管理者	1	生活相談員兼務
生活相談員	2	1名は管理者兼務、1名は介護職員兼務のうちサービス提供時間を通じて1名勤務
介護職員	1名以上	1名は生活相談員兼務、1名は非常勤職員のうちサービス提供時間を通じて1名勤務
機能訓練指導員	2	非常勤職員が、交替で各営業日2時間勤務します
事務員	3	同法人施設兼務
栄養士（管理栄養士）	1	同法人施設兼務
調理員	1	同法人施設兼務

7. サービス提供の担当者

あなたへのサービス提供の担当職員（生活相談員）及びその管理責任者（管理者）は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

管理責任者の氏名	管理者 角田裕子
担当職員の氏名	生活相談員 角田裕子、渡部静香

8. 利用料

利用者がサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、利用者からお支払いいただく「利用者負担金」は、**原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割又は2割・3割の額**です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 介護予防通所介護・第1号通所事業の利用料

以下の表の①基本部分、②加算の該当項目の合計した金額となります。

【①基本部分】

利用者の 要介護度	基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)
事業対象者1 及び要支援1	16,720円(1月につき)	1,672円	3,344円
事業対象者2 及び要支援2	34,280円(1月につき)	3,428円	6,856円
事業対象者1 及び要支援1	3,840円(1回につき) (1月の中で全部で4回までのサービス)	384円	768円
事業対象者2 及び要支援2	3,950円(1回につき) (1月の中で全部で5回～8回までのサービス)	395円	790円

(注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2) 送迎にかかる費用は、基本部分に含まれています。

※新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、令和3年9月末までの間、上記の【1.サービス利用料金】が0.1%上乗せとなります。

【②加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件(概要)	加算額		
		基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)
生活機能向上 グループ活動加算	生活機能の向上に対して実施される日常生活上の支援を行った場合	1,000円	100円	200円
生活機能向上 連携加算	医療提供施設等の理学療法士と共同でアセスメントを行い、個別機能訓練計画書を作成して、進捗状況を3月ごとに1回以上評価し、必要に応じて計画・訓練内容等の見直しを実施した場合	—円	円	円
運動器機能向上加算	運動器の機能向上を目的として個別的に実施される機能訓練を行った場合	—円	円	円
栄養改善加算	低栄養状態の改善等を目的として、個別に実施される栄養食事相談等の栄養管理を行った場合	—円	円	円
口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(I) 利用開始時及び利用中6ヵ月ごとに口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、当該情報を介護支援専門員	200円	20円	40円

	に提供した場合（6月に1回） (2)口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ） 栄養改善加算や口腔機能向上加算を算定している場合に、口腔の健康状態又は栄養状態について確認を行い、当該情報を介護支援専門員に提供した場合（6月に1回）		100円	10円	20円
口腔機能向上加算	口腔機能の向上を目的として、個別に実施される口腔掃除の指導もしくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導もしくは実施を行った場合		—円	円	円
科学的介護推進体制加算	利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出し、必要に応じて計画を見直すなど、サービスの提供に当たって必要な情報を活用している場合		400円	40円	80円
選択的サービス 複数実施加算Ⅰ	運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうち複数のサービスを実施した場合		—円	円	円
選択的サービス 複数実施加算Ⅱ			—円	円	円
事業所評価加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している場合		—円	円	円
サービス提供体制 強化加算（Ⅰ）	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している場合	事業対象者1 要支援1	880円	88円	176円
		事業対象者2 要支援2	1,760円	176円	352円
事業対象者1 要支援1		720円	72円	144円	
事業対象者2 要支援2		1,440円	144円	288円	
事業対象者1 要支援1		—円	円	円	
事業対象者2 要支援2		—円	円	円	
介護職員 処遇改善加算Ⅰ	介護職員の処遇改善に関して、一定の改善基準を満たしている場合	事業対象者1	ご利用者個人の 所定単位数×59/1000		
事業対象者2					
介護職員 処遇改善加算Ⅱ		要支援1 要支援2	ご利用者個人の 所定単位数×43/1000		
介護職員等 特定処遇改善加算Ⅰ	10年以上勤務の介護職員等の処遇改善に関して、厚生労働省が定める一定の改善基準を満たしている場合	事業対象者1 事業対象者2	ご利用者個人の所定利用単位数×12/1000		
介護職員等 特定処遇改善加算Ⅱ		要支援1 要支援2	ご利用者個人の所定利用単位数×10/1000		

(注3) サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算当該加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

(2) その他の費用

延長料金	利用者の希望により、サービス提供時間を超えてサービスを利用した場合であっても延長料金はいただきません。
食費	食事の提供を受けた場合、1回につき540円の食費をいただきます。
お菓子代	お菓子の提供を受けた場合、1回につき40円のお菓子代をいただきます。
おむつ代	おむつの提供を受けた場合、タイプにより実費をいただきます。 ①タイプⅠ 70円/1枚 ②タイプⅡ 100円/1枚 ③パット 20円/1枚 ④紙パンツ 110円/1枚
洗濯代	利用中に着衣の洗濯が必要となった場合、肌着・下着類/上衣等/ズボン等に分類して洗濯代としてそれぞれ枚数に関わらず100円を頂きます。
その他	上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの（利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品など）について、費用の実費をいただきます。

(3) キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合であっても、キャンセル料はいただきませんが食事の準備をしてしまった場合は、食費分をいただきます。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の当日	食事の準備をした場合は食費分のみいただきます

(4) 支払い方法

上記(1)から(3)までの利用料(利用者負担分の金額)は、1ヶ月ごとのサービス料金の請求書に明細書を付して、当該月の翌月15日までに利用者へ直接又は郵送で送付しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、発行いたします。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月27日(祝休日の場合は順次翌月)に、利用者指定の金融機関の口座より引き落とします。
銀行振り込み	サービスを利用した月の翌月末日(祝休日の場合は順次翌月)までに、当事業所指定の口座にお振り込みください。
現金払い	サービスを利用した月の翌月末日までに、担当者にお支払いください。

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

10. 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、主治医又は協力医療機関に連絡し、適切な措置を講じます。また、地域包括支援センター及び市町村への報告も行います。

賠償すべき事故の場合には、速やかに所定の手続きに従い、必要な損害賠償等を行うものとします。

11. 苦情受付について

当事業所では、利用者の苦情や要望をお聞きし、適切に対応するために苦情解決責任者、担当者及び第三者委員を設置しております。当事業所のサービスの提供にあたり、苦情・ご意見・ご要望などがありましたら、以下により遠慮なくお申し出下さい。

(1) 当施設における苦情の受付

- ◇ 苦情解決責任者 施設長（管理者） 角田 裕子
- ◇ 苦情受付担当者 介護職員兼生活相談員 角田 裕子

【受付時間】

毎週月曜日～金曜日（祝日及び12月30日～1月3日を除く）

8時30分 ～ 17時30分

【電話番号】

0241（58）5575

- ◇ 第三者委員
 - ・横田 正男（金山町横田）
TEL 0241-56-4660
 - ・市川 里美（金山町川口）
TEL 0241-54-2770

(2) 行政機関その他の苦情受付機関

金山町役場 住民課 保健福祉係

- ◇ 所在地 福島県大沼郡金山町大字川口字谷地393番地
- ◇ 電話番号 0241（54）5135
- ◇ F A X 0241（54）2118
- ◇ 受付時間 月曜日 ～ 金曜日（除く祝祭日）
8時30分 ～ 17時15分

福島県運営適正化委員会 苦情解決部会

- ◇ 所在地 福島県福島市渡利七社宮111番地
- ◇ 電話番号 024（523）2943
- ◇ F A X 024（524）2228
- ◇ 受付時間 月曜日 ～ 金曜日（除く祝祭日）
9時00分 ～ 17時00分

1 2. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

(1) 施設利用上の注意事項

- ①利用者は、当施設及び併設施設との共用部分、設備、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
- ②利用者は、事業所の施設、設備について、故意または重大な過失により滅失、破損もしくは汚損した場合には、自己の費用により原状に復するかまたは相当の代価を支払うものとします。

(2) 利用者の禁止事項

- ①決められた場所以外での喫煙
- ②サービス事業者または他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うこと
- ③他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような行為、誹謗中傷、暴力的行為などがあった場合
- ④その他決められたもの以外の持込み

1 3. 非常災害対策

サービス提供中に天災、その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講じます。また、管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとります。

このため、当事業所では定期的に避難訓練などを実施しており、必要に応じて利用者の皆様にもご協力いただくことがあります。

1 4. 秘密保持について

当事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を在籍中のみならず退職後においても他に漏らすことのないよう秘密保持を厳守します。

1 5. 福祉サービス第三者評価について

有 ・ (無)

1 6. その他運営についての留意事項

当事業所では、より良いサービスの提供を目指すため、研修の機会を設け、従業者の資質の向上や知識、技能及び一般的な教養の修得に努めています。

ここで定める事項のほか、運営に関する留意事項は管理者が理事長の承諾を得て別に定めます。

